平成２７年（フ）第３５９号
宮崎市大塚町祝子前1831番地４
破産者　清水　久光
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３７５号
宮崎市源藤町原田416番地１　レオネクスト源藤Ｖ105号
破産者　大野　智代
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８号
宮崎市大字島之内7640番地５
破産者　末原　憲行
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿屋市野里町4845番地２
破産者　藤島　　剛
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１８９１号
福岡県古賀市青柳町214番地１
破産者　三好　英伸
１　決定年月日　平成28年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０５号
福岡県宗像市石丸２丁目12―15　プルミエ105号、住民票上の住所宮崎県延岡市大貫町３丁目1007番地
破産者　富山　明人
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６０号
佐賀県佐賀市今宿町６番24―204号、破産手続開始申立時の住所福岡県太宰府市大佐野３丁目19番13号　古川第５コーポ101号
破産者　長野　健次
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９９号
福岡市南区平和２丁目２番１号
破産者　大熊　邦揚
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４３号
福岡市東区多々良１丁目52番９―102号
破産者　篠原　利美
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３号
福岡市博多区吉塚３丁目５番14―201号
破産者　福山　和宗
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００号
福岡市南区清水３丁目９番21号
破産者　山内健太郎
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２８号
福岡市中央区赤坂１丁目13―28―603号、住民票上の住所福岡市博多区東平尾１丁目４番27―801号
破産者　金子　雄二
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番10―301号
破産者　内藤　亮子（旧姓安養寺）
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９号
福岡市早良区曙２丁目６番１号
破産者　原　　千年
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０号
福岡市早良区曙２丁目６番１号
破産者　原　智香代
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１号
福岡県朝倉郡筑前町栗田725番地15
破産者　原田　一清
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２号
福岡県朝倉郡筑前町栗田725番地15
破産者　原田　睦子
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７号
福岡市南区三宅３丁目９番24―136号
破産者　緒方　　郷
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４４号
札幌市東区北23条東18丁目５番６―101号
破産者　佐藤　昌明
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８９号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―805号
破産者　熊本　俊成
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部